

厚生労働省節電実行計画について

1. 基本的な考え方・目標

可能な限りの施設で「25%」抑制を目指すこととする。

- ・ 大口需要の施設(契約電力500kW以上)、研究施設等については、政府目標を大幅に上回る25%の抑制
(例) 厚生労働省本省(中央合同庁舎第5号館)、国立感染症研究所
- ・ 小口需要の施設(契約電力500kW未満)については、可能な限り25%又は20%の抑制
(例) 国立感染症研究所(ハンセン病研究センター)、労働委員会会館
- ・ 電気事業法に基づく規制緩和が認められる施設等であっても、極力、高い目標を掲げて節電に取り組む
(例) 国立障害者リハビリテーションセンター 20%
岩手・宮城・福島以外の被災地の公共職業安定所 10%

- 「使用最大電力の大幅な抑制」(ピーク対策)のみならず、「ピーク期間・時間帯を通じた使用電力量の抑制」や「関係機関における使用電力の抑制」を目指す。
- このため、「庁舎・施設管理における電力使用の抑制」、「業務の見直し」、「働き方の見直し・勤務形態の弾力化」による節電対策に取り組む。

2. 具体的な取組

冷房運転の見直し
～確実なピークカット～

○冷房の抑制運転、ピーク時シフト

使用電力の大きな冷房運転の見直しにより、確実なピークカット

照明・OA機器等の使用抑制
～オフィスの省電力化～

○照明の間引き、LED手元照明の導入
○パソコンのスリープモード活用、プリンタの使用抑制
○稼働エレベーターの大幅削減

照明・OA機器等の使用抑制によりオフィスの省電力化

業務のシフト
～時期・地域をシフト～

○会議、検査、監査等の実施時期・場所の変更
○研修の開催時期を変更し、研修施設の利用停止
○職員の一斉休暇取得により、研究所を閉庁（1週間以上）

業務のシフトを行い、関係機関を含む使用電力の抑制

働き方の見直し
～勤務形態を柔軟に～

○残業の徹底的な縮減
○早出遅出勤務、在宅勤務の奨励
○地方支分部局での勤務を許可
○2週間の連続休暇取得

働き方の見直しにより使用電力総量のカット

節電を促進するために

○スーパークールビズの実施
○電力使用状況を職員へ周知（本省・1日3回）

（参考）上記のような取組により、本省（中央合同庁舎第5号館）では、昨年のピーク値5184kWに対し、冷房で約510kW、照明で約360kW、OA機器、エレベーター等で約420kWの抑制。